

**本年の通常国会に提出された「租特透明化法案」
における政策評価に関する主な規定の内容**

「租税特別措置を手段とする政策」について、
以下の事項を規定。

○事後評価の実施

○事前評価の実施

○正当性の検証の実施

※補助金交付等との関係に留意

○正当性の検証結果の評価書への記載

検証結果の反映状況等の政策評価年次報告書へ
の記載

○財務大臣から総務大臣への適用の実態に関する
情報の提供